

第3章 緑の都市づくりの目標と方針

3-1 緑の将来像

緑豊かな山々、中心部を流れる遠賀川や穂波川、市街地の周りに広がる良好な農地等、先人たちは飯塚の貴重な財産である緑を守り、すばらしい環境を創りあげてきました。市民意向では自然の豊かさに対する満足度が高くなっており、私たちはこうした緑の恩恵を受けて生活していることを認識し、市民共有の財産として次の世代に引き継ぐことが重要です。

また、第1次飯塚市総合計画における基本理念のイメージ「きれいな水と緑のあるまち」、飯塚市都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念「健やかな暮らしと活力に満ちたまち 飯塚」を実現していく上で、「安らぎ」や「ゆとり」を与え、まちに「潤い」をもたらし等、緑の重要性を改めて認識し、緑との共生を通じて、市民一人ひとりが豊かさを実感できるようなまちづくりを進めていく必要があります。

飯塚市緑の基本計画では以上を踏まえ、市民・事業者・行政が力を合わせ、山々と川に囲まれた美しいふるさとと緑を守り、育て、次世代に伝えていくため、本計画の将来像として「**美しい水と緑のオアシス 飯塚** —未来の子どもたちに引き継ぐ 水と緑のふるさとづくり—」を掲げます。

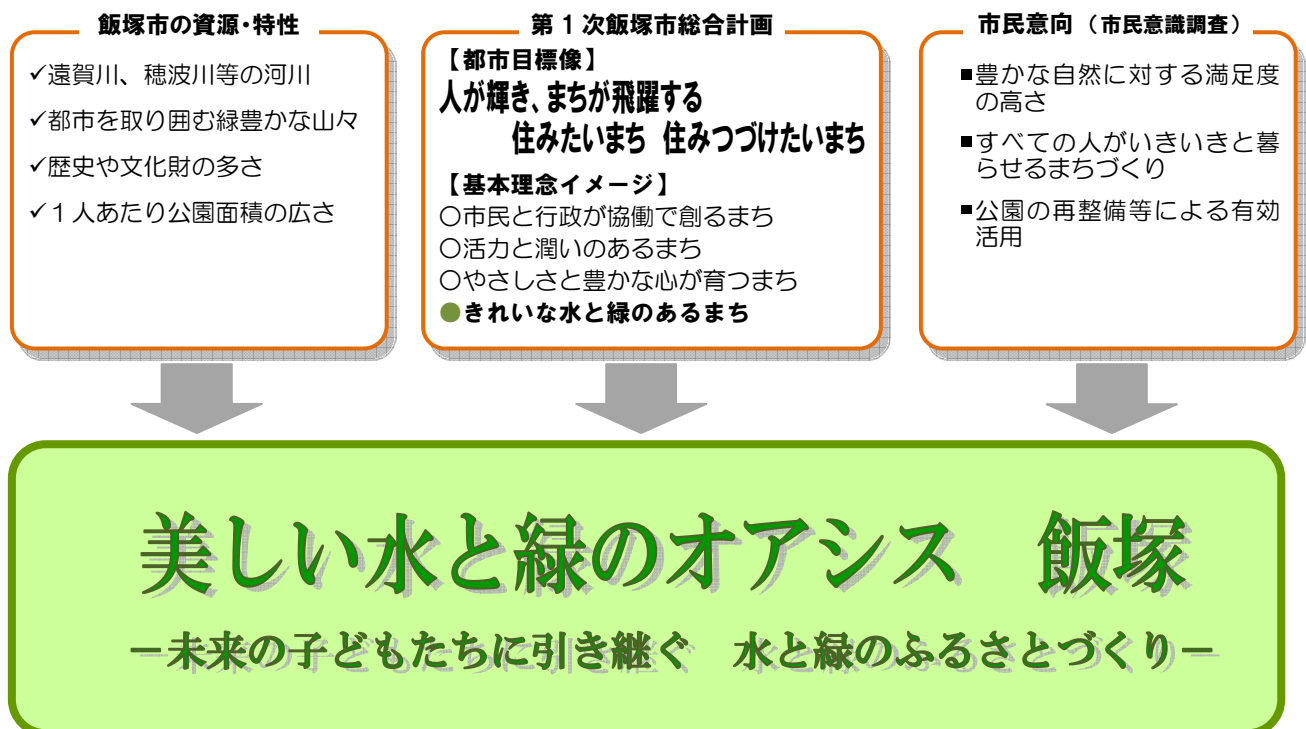
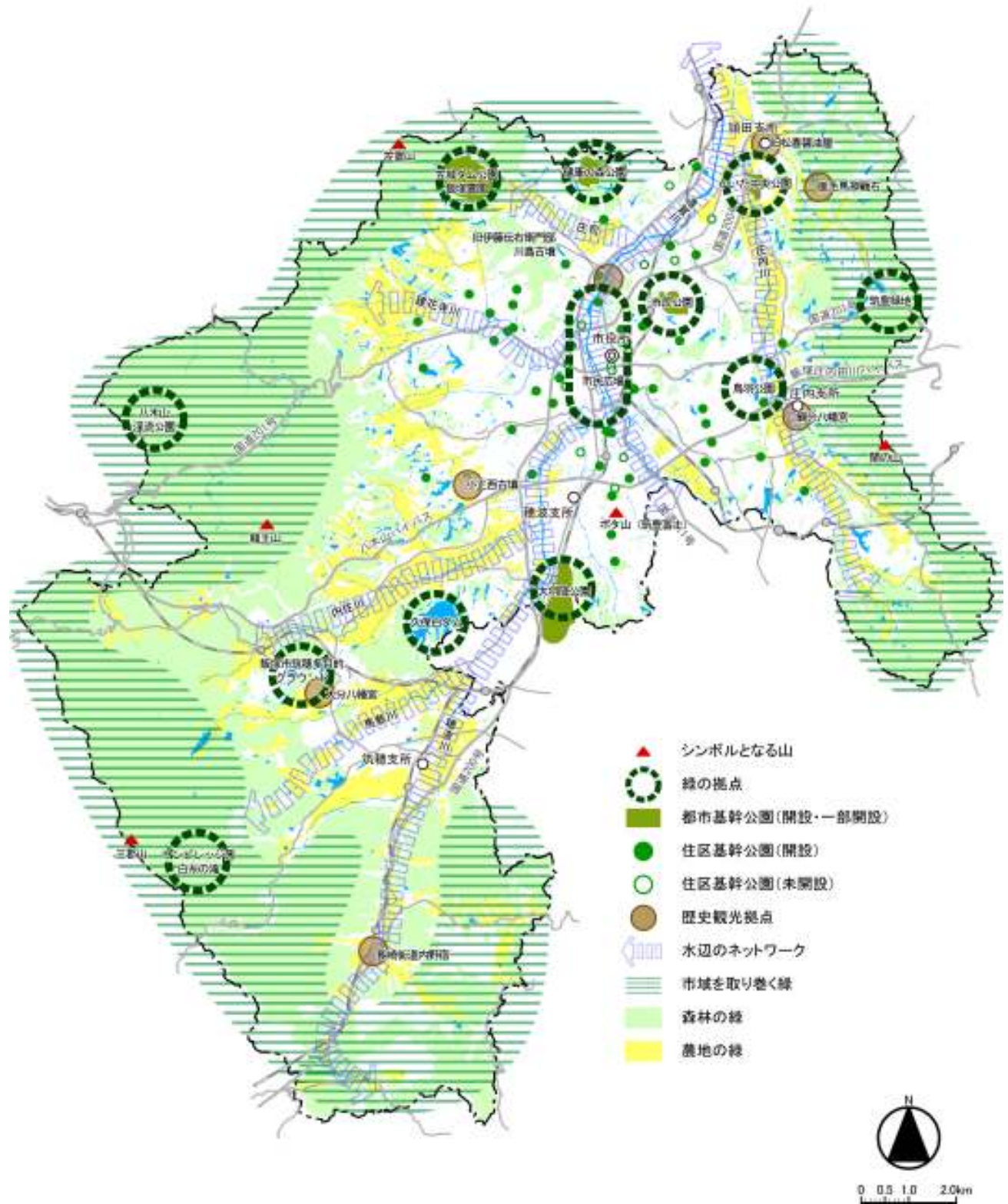


図 緑の将来像



3-2 緑の将来目標

「美しい水と緑のオアシス 飯塚 –未来の子どもたちに引き継ぐ 水と緑のふるさとづくり–」の実現に向け、5つの基本目標を設定しました。

基本目標1：豊かな自然を有する森林、水辺、農地を保全し、活用する

本市の豊かな山林や里山、河川、市街地を取り囲む農地は、良好な都市環境を形成するとともに多様な動植物の生息環境でもあります。しかし、近年、郊外部への宅地化が進んでいるため、森林や農地の減少が懸念されます。

このような豊かな自然環境を有する山林や里山、水辺、農地を保全するとともに、市街地内に残る樹林地や貴重な生物の生息環境を将来に向け継承していくため、自然とのふれあいや環境教育の場としての活用を図ります。

基本目標2：既存の公園を有効活用し、効率的・効果的な公園づくりを進める

市民意向では、新たな公園整備より既存の公園の有効活用に対する意向が高いため、既存公園の改善や活用を進めていきます。

また、各地域に居住する市民の身近な憩いやレクリエーション等のニーズに対応するためには、未整備となっている13箇所の都市公園等を全市的な視点から見直し、適正配置に努め、計画的な都市公園の整備を目指します。

さらに、点在する公園や歴史文化資源等の魅力を高め、緑の拠点として位置づけ、既存公園の有効活用を進めるとともに、特色ある緑の拠点づくりや水辺・緑道を活用したネットワーク化を図ります。

基本目標3：防災性を高めるための緑やオープンスペースを確保する

本市には、一級河川遠賀川をはじめとする河川やため池等、水面及び水辺空間が豊富である一方、度重なる水害等が発生していることから、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりが求められています。

氾濫した河川の水を貯留し、水害の拡大を防止する河川沿いに広がる農地や、延焼を防止し火災の拡大を防ぐ道路、災害時における避難場所となる公園等、災害時の安全を確保する緑の適切な確保や機能強化を図ります。

基本目標4：地域らしさを醸し出す緑を育てる

市街地と背景の山並みが一体となった遠景や緑あふれる遠賀川の景色は、本市を象徴する風景です。また、長崎街道の宿場町や寺社等の歴史的景観資源も豊富にあります。

市民意識調査では、「自然的景観や歴史的景観の保全」、「中心市街地や沿道、住宅地の景観向上」への要望が高くなっています。

今後、公共公益施設周りや道路等の公共用地の緑化とともに、民有地の緑化を促進し、地域特性に応じた緑の質の向上を図ります。

また、主要駅や文化財・歴史的遺産等を活用し、地域のシンボルとなる緑の保全や創出を図るとともに、公園内についても市民参加による緑化を目指します。

基本目標5：市民や地域とともに水、緑豊かなまちづくりを進める

本市では、遠賀川・穂波川的环境美化や飯塚市花いっぱい推進協議会等、市民による緑化活動が積極的に行われています。また、「環境美化活動」や「緑や水辺を豊かにする活動」における市民の高い参加意向もあります。

緑豊かな環境を形成するためには、公共空間の整備を行う行政のみではなく、市民の協力が不可欠となります。

今後、緑の普及啓発や緑を育てる体制を確立するとともに、市民と行政の協働による身近な公園の維持管理を目指します。

3-3 緑の確保目標水準

緑の将来像を実現するための緑の確保目標水準を設定します。

(1) 公園等の目標水準

[前提となる指標]

整備目標を設定するにあたり、前提となる人口は、下記のとおりとします。

	平成 17 年 (基準年次)	平成 28 年 (中間年次)	平成 38 年 (目標年次)	備 考
①総人口	133,357 人	130,000 人	120,000 人	
②公園等の面積	251.62 ha	258.83 ha	300 ha	都市公園＋公共施設緑地＋ 民間施設緑地
一人あたりの面積 (㎡/人)	18.9 ㎡/人	19.9 ㎡/人	25.0 ㎡/人	②÷①

《注》

総人口：平成 17 年の人口は、国勢調査結果による。平成 28 年及び 38 年は、飯塚市都市計画マスタープランの目標人口に準じる。

[目標水準の設定]

本市では、都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地をあわせ 251.62ha の公園等が整備され、市民一人あたりの面積は 18.9 ㎡となっています。

概ね 20 年後の平成 38 年（目標年次）には、見直しを含めた整備計画面積を約 300ha として、市民一人あたり 25.0 ㎡を目指しますが、当面は、概ね 10 年後の中間年次までに、供用中（一部、整備済み）である健康の森公園の整備を推進し、行政人口 1 人あたり約 19.9 ㎡を目指します。

また、既存の公園の有効利用に対する意向が高いことから、市民意向の把握に努めながら、多くの人々に利用しやすい公園づくりとして、市民満足度を高める公園づくりを目指します。

- 平成 28 年（中間年次）までに、行政人口 1 人あたり 19.9 ㎡、平成 38 年（目標年次）までに、行政人口 1 人あたり 25.0 ㎡ を目指します。
- 市民満足度を高める公園づくりを目指します。

(2) 緑地の確保目標

本市における平成20年4月1日現在の地域制緑地の状況は、風致地区が1地区2.20ha、県立自然公園が約3,856ha、農用地区域が約2,675ha、保安林が約4,283ha、地域森林計画対象民有林が約8,414haのほか、津島工業団地の緑地4.0ha、文化財の川島古墳が0.40ha、小正西古墳が0.42ha、城ノ腰ため池のオニバスが0.80haとなっており、都市公園等の施設緑地（民間施設緑地を含む）を含めると、市域全体での緑地割合は、約69%となっています。（面積の重複分を除く）

本市における地域制緑地の大半を占める農用地区域及び地域森林計画対象民有林については、宅地開発等により年々減少傾向にあります。優良農地を確保するため平成21年12月に農地法が改正され、農地転用基準が厳格化されたこともあり、減少傾向に歯止めがかかることが予想されます。

これらを踏まえ、本市では、概ね20年後の長期目標として、市域面積に対する割合69%の維持を目指すこととします。

○平成38年（目標年次）には、市域全体での緑地の割合を現状と同程度の約69%の維持を目指します。